

6. 啓発に関する事項

6.1 基本方針

本計画の基本方針でも述べたように、不老川の水質を改善するためには、生活排水処理施設の整備（ハード対策）とともに、生活排水対策の実践（ソフト対策）も重要な要素である。そして、このソフト対策を流域住民に浸透させるためにも、啓発活動を充実させる必要がある。

不老川流域では、不老川の水質汚濁が著しかったこと、それに伴い県内でいち早く生活排水対策重点地域に指定されたこと、流域全体に住民活動が展開されていたことなどから、今までにさまざまな啓発活動が実施されてきた。今後も、これらの啓発活動を推進していくこととする。

不老川の水質改善のための“ハード対策”と“ソフト対策”は、住民と行政の“協働”により実施されるものである。そこで、本計画では、“住民とともに”を念頭に啓発活動を推進していくこととする。

啓発活動の基本方針

－ 住民とともに －

* 住民と行政とのコミュニケーションづくり

生活排水の発生源対策には流域住民の協力が不可欠である。また、行政が行う施策を円滑に進めるためにも、住民の理解と協力が必要となる。

住民と密着している自治会や、既に生活排水対策等の活動に取り組んでいる住民団体と協力して啓発活動を行うことにより、流域住民とのコミュニケーション作りを図る。

* 生活排水対策に関する正しい知識の流域住民への提供

発生源対策を推進するためには、住民一人ひとりが「生活排水が河川等の汚濁の原因であること」や「家庭における発生源対策によって汚れの成分を大幅に除去できること」を認識する必要がある。

生活排水対策への関心、理解を深めてもらい、実行してもらうために、生活排水対策に関する正しい知識を提供する。

* 不老川に親しむ機会の提供

水環境の保全意識は、水環境への愛着や関心と深く関わっていると考えられることから、不老川に親しむ機会を提供することも重要と考えられる。

6.2 主な住民啓発の取り組み状況

前項に基づいて、各市では、以下の生活排水対策に係る啓発活動を継続的に行っている。

表 6.1 主な住民啓発の取り組み状況

川越市	・流域自治会と連携した川の簡易水質検査・啓発等の活動 ・小学校への出前講座 ・市民浄化団体への支援 ・浄化槽の管理適正化のお知らせ
所沢市	・河川の水質と生活排水対策に関する出前講座の実施 ・環境展示などのイベントにおけるパネル展示や啓発用のチラシを折り込んだポケットティッシュの配布 ・生活排水に関する啓発用パンフレットの配布 ・流域自治会や市民団体と連携した清掃活動の実施
狭山市	・広報紙への生活排水対策に関する特集記事の掲載 ・不老川沿いにある公園内の掲示板へ啓発記事の掲示 ・市民団体が実施する清掃活動等への支援
入間市	・広報紙による「河川浄化は家庭から」、「浄化槽の設置補助制度」、「浄化槽の適正な維持管理」等の掲載 ・「生活排水対策モデル地区」を設置し、重点的に啓発活動を実施 ・市民団体と連携しクリーン作戦を定期的の実施

6.3 市民団体の活動状況

不老川流域では、流域内の住民が参加して、河川や流域の清掃などの活動を行っている。
流域内の主な団体の活動状況を表 6.2 に示す。

表 6.2 流域住民の活動状況

団体名称	対象河川	構成 メンバー	設立年月	設立の目的	活動状況
入間市不老川をきれいにする会	不老川 その他支川	流域住民 (入間市)	昭和 48 年から宮 寺地区、藤沢地区 に浄化市民団体が 設立され、平成 13 年 5 月に統括 組織として現組 織を設立	清流をとりもどし、市 民が親しむ事の出来 る場所となることを 目的とする。	河川清掃、啓発 活動他
不老川を きれいに する会	不老川 その他支川	流域住民 (狭山市)	昭和 60 年 12 月	不老川の自然と清流 を取り戻すため、不老 川及び環境の浄化を 図り、市民の憩いの場 にする。	パトロール クリーン作戦 環境講座の開 催
不老川を 守る会	不老川 その他支川	流域住民 (川越市)	昭和 63 年 4 月	不老川、久保川及び今 福堀(川)の快適で住 みよい環境をつくり、 もって、市民に親しめ る河川とすることを 目的とする。	河川清掃、不法 投棄防止のパ トロール、啓発 品を作成し流 域の小中学校 等に配布
所沢市不老川流域 浄化市民 団体	谷川 林川 樽井戸川	流域住民 (所沢市)	平成 7 年 4 月	不老川及び支川にお ける清掃等の美化活 動。研修による生活排 水対策への意識の向 上。	環境美化活動 及び研修
不老川流 域川づく り市民の 会	不老川 その他支川	流域住民 (入間市他)	平成 9 年 4 月	不老川を多様な生き 物の棲める川にする ことを目的とする。	浄化活動、啓発 活動、行政への 提案